

横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱

制 定 平成 26 年 7 月 31 日 こ保整第 650 号（副市長決裁）
最近改正 平成 28 年 3 月 31 日 ここ施第 1573 号（局長決裁）

（趣 旨）

- 第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 6 条の 3 第 10 項に定める小規模保育事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内で建築物の改修等に要する費用を補助することについて、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（対象者等）

- 第 2 条 補助の対象者は、小規模保育事業を実施するために既存の建築物の改修等（改修及び設備整備をいう。以下同じ。）を行う者とする。
- 2 実施事業が小規模保育事業 A 型又は B 型の場合、補助対象者は法人格を有するもの（保育施設を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業に着手するまでに法人格を有することができると思われるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。
- 3 暴力団員等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下「市暴力団排除条例」という。）及び暴力団経営支配法人等（市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人をいう。）は補助の対象としない。
- 4 対象者が整備する小規模保育事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。
- (1) 定員は、小規模保育事業 A 型及び B 型は 6 人以上 19 人以下であること。C 型は 6 人以上 10 人以下であること。
 - (2) 設備及び運営に関し、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）に適合するものであること。
 - (3) 認定の日から 10 年以上継続して運営が確保できるもの。
 - (4) 施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実なもの。

（対象経費等）

- 第 3 条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、既存の建築物の改修等に必要な経費及び前条第 4 項に定める基準を満たすために必要な設備の整備に係る費用とし、次に掲げる費用は含まないものとする。
- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
 - (3) 設計費及び工事監理費
 - (4) 保証金等の預かり金
 - (5) その他整備として適当と認められないもの
- 2 既存の建築物の改修等を行う場合に限り、前項に定めるもののほか、賃貸借契約締結日から開所日の前日までの賃借料及び礼金等（敷金、保証金は除く）は補助対象経費とする。ただし、礼金等に関しては賃借料の 6 か月分を上限とする。
- 3 前項に規定する賃貸借契約日が事業採択年度よりも前の年度だった場合、事業採択年度分のみを補助対象とする。

- 4 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。
- 5 第1項及び第2項に規定する補助対象経費は、児童福祉審議会で補助金交付等対象団体に決定したものに限る。

(事前相談書等の提出)

第4条 補助金の交付を受けて新たに小規模保育事業を実施しようとする者（ただし、既存の横浜市家庭的保育事業、横浜保育室又は家庭保育福祉員（共同型）（以下「既存施設」という。）から、現施設を活用して移行する費用にかかる改修費については除く）は、別に定める小規模保育事業事前相談書等、市長が必要と認める書類を添付し、市長が指定した期日までに、提出するものとする。

(補助の内示)

第5条 市長は、事前相談書等を受理したときは、児童福祉審議会で審査の上、補助の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の規定により補助の内示を受けた者及び既存施設から移行する事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市小規模保育事業整備補助金交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。なお、補助対象工事が本市の実施設計審査の対象となる場合は、この審査完了後に、速やかに提出すること。

- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。
- 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定及び交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で補助予定金額を決定し、決定内容及び交付条件を横浜市小規模保育事業整備補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の額は、第3条第1項に規定する補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額は別表1のとおりとする。そのうち備品費は補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額は別表2のとおりとする。また、同条第2項に規定する補助対象経費の額については、その額に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額は別表3のとおりとする。いずれも1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、改修等の工事完了後、横浜市小規模保育事業整備補助事業実績報告書（第3号様式）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

- 2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第 14 条第 1 項第 2 号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書については、第 16 条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。
- 3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項第 3 号及び第 5 号に規定する書類とする。
- 4 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。
- 5 市長は、第 1 項の事業実績の報告を受けたときは実地検査を行い、適正であると認めるときは第 7 条の規定により決定した交付予定金額を、修正する必要があると認めるときは修正した金額を交付決定額として、横浜市小規模保育事業整備補助金額確定通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第 10 条 前条の規定により補助金の交付決定額の通知を受けた者は、請求書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出及び調査）

第 11 条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）工事に着手したとき。
- （2）工事を完了したとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 12 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 6 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部補（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）不正な手段を持って補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金の交付条件に違反したとき
- （3）施設において、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- （4）施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- （5）暴力団経営支配法人等であるとき。
- （6）その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第 14 条 市長は、必要に応じ、申請者又は第 7 条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 15 条 補助金規則第 24 条第 2 号の規定により市長が必要と認める場合は民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱（平成 24 年 3 月こ監第 341 号）の対象となる補助事業とする。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）のとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第 17 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を 10 年間保存するものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 7 月 31 日から施行する。

(児童福祉法に関する読替え)

2 この要綱の施行の日から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日前までの間は、第 1 条第 1 項中「児童福祉法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）第 6 条の規定による改正後の児童福祉法」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 8 月 20 日から施行する。

(補助対象経費等)

第 3 条第 2 項中「工事契約締結後、工事着工の日から」は「賃貸契約締結日から」と読み替え、第 7 条第 2 項別表 2 中、実行備品単価上限額の「32,000 円」は「70,000 円」と読み替えるものとする。なお、対象者は、平成 27 年 8 月 25 日から同年 11 月 20 日までに小規模保育事業事前相談書を提出し、市長が認めた者とする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 7 条第 2 項）

項目	類型	定員	補助限度額（千円未満切捨て）
新設にかかる改修費	A型	6人以上 19人以下	1,650万円（2,200万円×3/4）
	B型	6人以上 12人以下	825万円（1,100万円×3/4）
		13人以上 19人以下	1,650万円（2,200万円×3/4）
	C型	6人以上 10人以下	825万円（1,100万円×3/4）
自園調理の経過措置を受け、自園調理設備設置にかかる改修費		—	300万円（400万円×3/4）

別表 2（第 7 条第 2 項）

項目	補助限度額（千円未満切捨て）
保育にかかる備品費	1品5千円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。）に定員（横浜市家庭的保育事業等から移行する場合は、増加分員数）を乗じて得た額。
自園調理設備にかかる備品費	22万5千円（30万円×3/4） 1品5千円以上の備品とする。ただし、当該備品費の限度額を超えて補助することはできない。

別表 3（第 7 条第 2 項）

項目	補助限度額（千円未満切捨て）
月額賃借料	22万5千円（30万円×3/4）
礼金等 （敷金・保証金除く）	22万5千円（30万円×3/4）×6か月分

※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、実日数にて日割計算する。